

信用保証料の取扱い

Q : 信用保証料の未経過期間の取扱いについて争われた事件があるそうですが、どのような結果となったのですか？

A : 前払費用として取り扱うことが妥当とされました。

【解説】

この事件は、法人が融資を受けるにあたり信用保証協会へ支払った信用保証料の全額を損金経理したことに対して、税務署側が未経過期間分を否認してきたことから、その取消しを求めて争われた事案です。

請求人は、信用保証料は融資を受けるために信用保証協会へ支払った費用であり、融資の実行時にその役務の提供は終了していると指摘、一定の契約に従い継続して役務の提供を受けるために支出した費用ではないとしてその取消しを求めていました。

これに対して裁決では、信用保証は融資を受ける際に、信用保証協会に信用保証を委託して、同協会が信用保証書を交付することによって成立するものであり、保証債務の履行は、保証期間が満了するまで有効に成立していると指摘、信用保証料の額は保証金額、保証期間、保証料率、分割返済回数別係数を基に算定されていると認定しました。

また、信用保証は保証承諾することだけでは役務の提供は終了せず、融資が継続している全期間にわたって信用保証の役務を提供しているとも指摘したうえで、未経過期間に対応するものは前払費用として処理することが妥当として請求を棄却しました。

